

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月）						新（令和6年4月）							
編	章	節	条	項	編章節条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	0	0	0	0	第1編	<b>共通編</b>	1	0	0	0	0	第1編	<b>共通編</b>
1	1	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	37	37. 技術検査	技術検査とは、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	1	1	1	2	37	37. 技術検査	技術検査とは、工事技術検査実施要綱（令和5年4月11日付け令5技術管理第30号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
1	1	1	5	0	1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	1	1	1	5	0	1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録
1	1	1	5	1	1. 登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。	1	1	1	5	1	1. 登録	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。 なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。 <b>本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</b>
1	1	1	19	0	1-1-19	建設副産物	1	1	1	19	0	1-1-19	建設副産物
1	1	1	19	6	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	19	6	6. 実施書の提示	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提示しなければならない。
1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとし、 <b>工事完了後に工事登録証明書を提出しなければならない。</b>	1	1	1	19	7	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、原則として施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。
1	1	1	21	0	1-1-21	工事完成検査	1	1	1	21	0	1-1-21	工事完成検査
1	1	1	21	3	3. 検査日の通知	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	21	3	3. 検査日の連絡	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。
1	1	1	22	0	1-1-22	出来形検査等	1	1	1	22	0	1-1-22	出来形検査等
1	1	1	22	6	6. 検査日の通知	発注者は、出来形検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	22	6	6. 検査日の連絡	発注者は、出来形検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を連絡するものとする。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月）						新（令和6年4月）						
編	章	節	条	項	編章節条項	編	章	節	条	項	編章節条項	新条文
1	1	1	37	0	1-1-37	1	1	1	37	0	1-1-37	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	37	2	2.休日または夜間の作業連絡	1	1	1	37	2	2.休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。
1	1	1	38	0	1-1-38	1	1	1	38	0	1-1-38	工事測量
				1	1.一般事項					1	1.一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
						1	1	1	46	0	1-1-46	ウィークリースタンスの推進
						1	1	1	46	0		受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。 （1）時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。 ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 ② 施工時間外の立会の設定は行わない。 ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 （2）土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」（休日明けを期限日としない）よう留意する。 （3）受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。 ① ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。 ② 「土木工事書類一覧表」及び設計図書において提出又は提示する書類とされているもの以外は資料作成しない。 ③ 現地状況が異なる場合等にあたっては、受発注者間で遅滞なく協議・調整する。 ④ 「工事一時中止に係るガイドライン」に則り、適切な措置を執る。 ⑤ 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月）						新（令和6年4月）																					
編	章	節	条	項	編章節条条項	編	章	節	条	項	編章節条条項	新	編	章	節	条	項	編章節条条項	新	編	章	節	条	項	編章節条条項	新	
1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工	1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路土工－施工指針（平成21年6月） 日本道路協会 道路土工－土質調査指針（昭和61年11月）	1	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、下記の発刊年月は参考とし、最新版を使用するものとする。（※以下、適用すべき諸基準の記述は同様に改定する）また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 (削除) (削除)	1	2	2	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。							
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	1	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	第1節	適用	1	3	1	0	0	第1節	適用
1	3	1	0	3	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]」（土木学会 2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。	1	3	1	0	3	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]」（土木学会 2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。	1	3	1	0	3	3.適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]」（土木学会 2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。							
1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
1	3	2	0	1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]（2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]（2018年3月）	1	3	2	0	1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定]（2023年3月）	1	3	2	0	1	1.適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定]（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定]（2023年3月）							
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	0	3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	1	1.一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。	1	3	3	2	1	1.一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	1.一般事項	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。							
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工
1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工	1	3	7	3	0	3-7-3	加工
1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。	1	3	7	3	3	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。							

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月）						新（令和6年4月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
2	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	3	0	2-6-3	混和材料	2	2	6	3	0	2-6-3	混和材料
2	2	6	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕JSCE-D 102-2018吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕JSCE-D 102-2023吹付コンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）に適合するものとする。
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則	3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則	3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	3	0	1-1-3	監督職員による確認および立会等	3	1	1	3	0	1-1-3	監督職員による確認および立会等
3	1	1	3	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	3	1	1. 立会依頼の連絡	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会項目及び立会日を監督職員に連絡するものとする。
3	1	1	5	0	1-1-5	工事完成図書の納品	3	1	1	5	0	1-1-5	工事完成図書の納品
3	1	1	5	1	1. 一般事項	受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 工事打合簿（出来形、品質管理資料を含む） ② 施工計画書 ③ 完成図書 ④ 工事写真 ⑤ 工事履行報告書 ⑥ 段階確認書	3	1	1	5	1	1. 一般事項	受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。 ① 出来形、品質管理資料 ② 工事写真 ③ 工事完成図
3	1	1	6	0	1-1-6	技術検査	3	1	1	6	0	1-1-6	技術検査
3	1	1	6	1	1. 一般事項	受注者は、工事技術検査実施要綱（平成15年3月12日付け監理第1236号）に基づく、技術検査を受けなければならない。	3	1	1	6	1	1. 一般事項	受注者は、工事技術検査実施要綱（令和5年4月11日付け令5技術管理第30号）に基づく、技術検査を受けなければならない。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕（平成30年10月）	3	2	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕（令和5年9月）
3	2	3	0	0	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	第3節	共通の工種
3	2	3	6	0	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	2-3-6	小型標識工
3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種（HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。	3	2	3	6	15	15. 溶融亜鉛めっきの基準	ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については（HDZT63）63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については（HDZT49）49μm（膜厚）以上としなければならない。
3	2	3	0	0	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	第3節	共通の工種
3	2	3	14	0	2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	14	0	2-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工
3	2	3	14	2	2. ブロック組立て工	（1）なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・（規準編）〔2018年制定〕」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。	3	2	3	14	2	2. ブロック組立て工	（1）なお、接着剤の試験方法は、「コンクリート標準示方書・（規準編）〔2023年制定〕」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。
8	0	0	0	0	第8編	土木工事共通編	8	0	0	0	0	第8編	土木工事共通編
8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤	8	1	0	0	0	第1章	砂防堰堤
8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）	8	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2023年制定〕（2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕（2023年9月）

山口県土木工事共通仕様書（令和6年4月改定）新旧対照表

現行（令和5年10月）						新（令和6年4月）							
編	章	節	条	項	編章節条条項	現行条文	編	章	節	条	項	編章節条条項	新条文
9	0	0	0	0	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
9	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定]（2013年10月）	9	1	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定]（2023年9月）
10	0	0	0	0	第10編	道路編	10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートジェット	10	7	0	0	0	第7章	コンクリートジェット
10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] (2017年3月)	10	7	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] (2023年9月)
12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編	12	0	0	0	0	第12編	公園緑地編
12	1	0	0	0	第1章	基盤整備	12	1	0	0	0	第1章	基盤整備
12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	1	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	1	2	0	0		日本道路協会 道路土工一施工指針（平成21年6月）	12	1	2	0	0		(削除)
12	4	0	0	0	第4章	施設整備	12	4	0	0	0	第4章	施設整備
12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	4	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] (2017年3月)	12	4	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] (2023年9月)
12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備	12	5	0	0	0	第5章	グラウンド・コート整備
12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準	12	5	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準
12	5	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] (2017年3月)	12	5	2	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2022年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] (2023年9月)